

○厚生労働省令第四十三号

厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第十六条第四項、第十八条第三項、第二十二条第二項及び第二十三条第二項並びに厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第三百三十六条第二項、第三百八十二条第二項、第四百十条第三項及び第四百五十三条第二項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、厚生労働省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

厚生労働省組織規則の一部を改正する省令

厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(情報公開文書室及び広報室並びに企画官、訟務官及び法務専門官)</p> <p>第三条 総務課に、情報公開文書室及び広報室並びに企画官十七人、訟務官三人及び法務専門官二人を置く。</p> <p>2 2.5 7 (略)</p> <p>8 法務専門官は、検察官をもって充てる。</p> <p>9 法務専門官は、命を受けて、次に掲げる事務を行う。</p> <p>一 厚生労働省の所掌事務に関する争訟の統一かつ適正な処理に 二 厚生労働省の所掌事務に属するものを除く。)</p> <p>第十九条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指導調査室に、室長及び公衆衛生監査官十人(うち五人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。)以内を置く。</p> <p>4 (略)</p> <p>(予防接種室並びに受動喫煙対策推進官及び保健指導官)</p> <p>第二十条 健康課に、予防接種室並びに受動喫煙対策推進官及び保健指導官それぞれ一人を置く。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 受動喫煙対策推進官は、命を受けて、受動喫煙の防止のための対策に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に当たる。</p>	<p>(情報公開文書室及び広報室並びに企画官及び訟務官)</p> <p>第三条 総務課に、情報公開文書室及び広報室並びに企画官十八人及び訟務官三人を置く。</p> <p>2 2.5 7 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第十九条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指導調査室に、室長及び公衆衛生監査官八人(うち三人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。)以内を置く。</p> <p>4 (略)</p> <p>(予防接種室及び保健指導官)</p> <p>第二十条 健康課に、予防接種室及び保健指導官一人を置く。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(新設)</p>

<p>5 (略)</p>	<p>(自立推進・指導監査室及び保護事業室並びに特別医療扶助指導検査官)</p> <p>第五十九条 保護課に、自立推進・指導監査室及び保護事業室並びに特別医療扶助指導検査官一人を置く。</p>	<p>4 (略)</p>	<p>(自立推進・指導監査室並びに生活保護制度改革推進官及び特別医療扶助指導検査官)</p> <p>第五十九条 保護課に、自立推進・指導監査室並びに生活保護制度改革推進官及び特別医療扶助指導検査官それぞれ一人を置く。</p>
<p>2 4 (略)</p>	<p>5 保護事業室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 被保護者の自立支援に関する事業の企画及び立案並びに調整に関すること(他局及び地域福祉課の所掌に属するものを除く)。</p> <p>二 生活保護法第三十八条第一項に規定する保護施設等及び社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条第三項第八号に規定する事業に関すること(総務課の所掌に属するものを除く)。</p>	<p>2 4 (略)</p>	<p>5 生活保護制度改革推進官は、命を受けて、生活保護に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に関することを行う。</p>
<p>7 6 (略)</p>	<p>6 保護事業室に、室長を置く。</p>	<p>6 (新設) (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第六十一条 (略)</p>	<p>(福祉人材確保対策官及び法人指導監査官)</p>	<p>第六十一条 (略)</p>	<p>(福祉人材確保対策官及び法人指導監査官)</p>
<p>2 福祉人材確保対策官は、命を受けて、次に掲げる事務を行う。</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 社会福祉法第八十九条第一項に規定する基本指針の策定に関すること(地域福祉課の所掌に属するものを除く)。</p>	<p>2 福祉人材確保対策官は、命を受けて、次に掲げる事務を行う。</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第八十九条第一項に規定する基本指針の策定に関すること(地域福祉課の所掌に属するものを除く)。</p>
<p>3 三〇七 (略)</p>	<p>(自立支援振興室及び施設管理室並びに特別自立支援指導官、障害福祉監査官、障害福祉サービス業務監視専門官及び精神保健福祉監査官)</p>	<p>3 (略)</p>	<p>(自立支援振興室及び施設管理室並びに特別自立支援指導官、障害福祉監査官、障害福祉サービス業務監視専門官及び精神保健福祉監査官)</p>

第六十四条 企画課に、自立支援振興室及び施設管理室並びに特別自立支援指導官一人、障害福祉監査官十二人（うち八人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）以内、障害福祉サービス業務監視専門官一人及び精神保健福祉監査官九人（うち六人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）以内を置く。

2 9 (略)

(輸入食品監督官)

第一百七十七条の二 小樽検疫所の食品監視課に、輸入食品監督官一人を置く。

2 輸入食品監督官は、命を受けて、第八十二条の二第二項に規定する事務を行う。

(検疫調整官)

第二百二十条の二 小樽検疫所千歳空港検疫所支所、東京検疫所東京空港検疫所支所、名古屋検疫所清水検疫所支所、名古屋検疫所中部空港検疫所支所、広島検疫所広島空港検疫所支所、福岡検疫所福岡空港検疫所支所及び福岡検疫所長崎検疫所支所並びに小樽検疫所函館出張所、小樽検疫所釧路出張所、新潟検疫所金沢・七尾出張所、広島検疫所徳山下松・岩国出張所、広島検疫所坂田出張所、福岡検疫所熊本空港出張所、福岡検疫所大分・佐賀関出張所及び那覇検疫所石垣出張所に、検疫調整官一人を置く。

2 検疫調整官は、命を受けて、次に掲げる事務に関する調整に当たるとする。

一 港及び飛行場における診察、検査、隔離、停留その他の検査及び予防接種その他の防疫を行うこと。

二 販売の用に供し、又は営業上使用する食品等の輸入に際しての検査及び指導を行うこと。

(薬品部の所掌事務)

第六十四条 企画課に、自立支援振興室及び施設管理室並びに特別自立支援指導官一人、障害福祉監査官十二人（うち八人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）以内、障害福祉サービス業務監視専門官一人及び精神保健福祉監査官八人（うち五人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）以内を置く。

2 9 (略)

(新設)

(新設)

(薬品部の所掌事務)

第五百四条 薬品部は、国立医薬品食品衛生研究所の所掌事務のうち、医薬品（生物学的製剤並びに抗菌性物質及びその製剤を除く。第五百十四条及び第五百十八条第一号において同じ。）、医薬部外品並びに毒物及び劇物の試験及び検査並びにこれらに必要な研究を行うことをつかさどる。

（安全情報部の所掌事務）

第五十七条 安全情報部は、国立医薬品食品衛生研究所の所掌事務のうち、次に掲げるものをつかさどる。

（削る）

一・二 （略）

（医薬安全科学部の所掌事務）

第五十八条 医薬安全科学部は、国立医薬品食品衛生研究所の所掌事務のうち、次に掲げるものをつかさどる。

一 医薬品及び再生医療等製品の安全性に関する情報の収集、加工、解析、評価、蓄積及び提供を行うこと。

二 医薬品及び再生医療等製品の安全性に関する情報の解析及び評価、医薬品及び再生医療等製品による副作用の発現の予測及び防止その他の医薬品及び再生医療等製品の安全性の確保に関する研究を行うこと。

（企画調整主幹及び統括研究官）

第五百三十八条 国立保健医療科学院に、企画調整主幹一人及び統括研究官七人を置く。

2・3 （略）

第五百四条 薬品部は、国立医薬品食品衛生研究所の所掌事務のうち、医薬品（生物学的製剤並びに抗菌性物質及びその製剤を除く。第五百十四条及び第五百十七条において同じ。）、医薬部外品並びに毒物及び劇物の試験及び検査並びにこれらに必要な研究を行うことをつかさどる。

（安全情報部の所掌事務）

第五十七条 安全情報部は、国立医薬品食品衛生研究所の所掌事務のうち、次に掲げるものをつかさどる。

一 医薬品及び再生医療等製品の安全性に関する情報の収集、加工、解析、評価、蓄積及び提供を行うこと。

二・三 （略）

（医薬安全科学部の所掌事務）

第五十八条 医薬安全科学部は、国立医薬品食品衛生研究所の所掌事務のうち、医薬品及び再生医療等製品の安全性に関する情報の解析及び評価、医薬品及び再生医療等製品による副作用の発現の予測及び防止その他の医薬品及び再生医療等製品の安全性の確保に関する研究を行うことをつかさどる。

（新設）

（新設）

（企画調整主幹及び統括研究官）

第五百三十八条 国立保健医療科学院に、企画調整主幹一人及び統括研究官八人を置く。

2・3 （略）

(国立保健医療科学院に置く部等)

第五百三十九条 国立保健医療科学院に、次の七部並びに研究情報支援研究センター及び保健医療経済評価研究センターを置く。

(略)

(医療・福祉サービス研究部の所掌事務)

第五百四十七条 医療・福祉サービス研究部は、国立保健医療科学院の所掌事務のうち、医療サービス及び福祉サービスに係るもの(保健医療経済評価研究センターの所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

(保健医療経済評価研究センターの所掌事務)

第五百五十二条 保健医療経済評価研究センターは、国立保健医療科学院の所掌事務のうち、経済性、効率性及び有効性の観点からの保健医療に関する評価に係るものをつかさどる。

第五百五十三条から第五百六十条まで 削除

(真菌部の所掌事務)

第五百九十一条 真菌部は、真菌に起因する感染症に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 病原及び病因の検索並びに予防及び治療の方法の研究(これらに関するレファレンス業務を含む。)及び講習を行うこと。
- 二 抗菌性物質及びその製剤(抗生物質医薬品に限る。)の生物学的検査及びこれらの医薬品の生物学的検査に必要な標準品の製造並びにこれらに必要な科学的調査及び研究を行うこと。

(次長)

(国立保健医療科学院に置く部等)

第五百三十九条 国立保健医療科学院に、次の七部及び研究情報支援研究センターを置く。

(略)

(医療・福祉サービス研究部の所掌事務)

第五百四十七条 医療・福祉サービス研究部は、国立保健医療科学院の所掌事務のうち、医療サービス及び福祉サービスに係るものをつかさどる。

第五百五十二条から第五百六十条まで 削除

(真菌部の所掌事務)

第五百九十一条 真菌部は、国立感染症研究所の所掌事務のうち、抗生物質及び生理活性物質並びに真菌症の科学的調査及び研究(これらに関するレファレンス業務を含む。)を行うことをつかさどる。

(新設)

(新設)

第七百二十七条の四 麻薬取締部（関東信越厚生局に限る。）に、次長を置く。

2 次長は、部長を助け、部の事務を整理する。

（麻薬取締部に置く課等）

第七百二十八条（略）

2 前項に掲げる課のほか、次の各号に掲げる地方厚生局の区分に応じ、当該各号に定めるものを置く。

一（略）

二 関東信越厚生局及び近畿厚生局 次に掲げるもの

イ（略）

ロ 上席密輸対策官一人

ハ 密輸対策官二人

ニ（略）

三 東海北陸厚生局 次に掲げるもの

イ 情報官一人

ロ 密輸対策官一人

ハ 指定薬物専門官一人

四 九州厚生局 次に掲げるもの

イ（略）

ロ 密輸対策官二人

ハ（略）

（調査総務課の所掌事務）

第七百二十九条 調査総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二（略）

三 麻薬等及び医薬品医療機器等法に規定する指定薬物に関する取締りの実施に関すること（捜査企画情報課、捜査第一課及び捜査第二課又は捜査課、特別捜査課、国際情報課、鑑定課並びに情報官、鑑定官、上席密輸対策官、密輸対策官及び指定薬物

（新設）

（麻薬取締部に置く課等）

第七百二十八条（略）

2 前項に掲げる課のほか、次の各号に掲げる地方厚生局の区分に応じ、当該各号に定めるものを置く。

一（略）

二 関東信越厚生局、東海北陸厚生局及び近畿厚生局 次に掲げるもの

イ（略）

ロ 上席指定薬物対策官一人（東海北陸厚生局を除く。）

ハ 指定薬物対策官一人

ニ（略）

（新設）

三 九州厚生局 次に掲げるもの

イ（略）

ロ 指定薬物対策官一人

ハ（略）

（調査総務課の所掌事務）

第七百二十九条 調査総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二（略）

三 麻薬等及び医薬品医療機器等法に規定する指定薬物に関する取締りの実施に関すること（捜査企画情報課、捜査第一課及び捜査第二課又は捜査課、特別捜査課、国際情報課、鑑定課、情報官、鑑定官、上席指定薬物対策官並びに指定薬物専門官の所

専門官の所掌に属するものを除く。）。
四 (略)

(捜査企画情報課の所掌事務)
第七百二十九条の二 捜査企画情報課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪(不法輸入及び不法輸出並びに国外犯に係るものを除く。)の捜査に関する企画及び調整に關すること。
 - 二 麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪(不法輸入及び不法輸出並びに国外犯に係るものを除く。)に関する情報の収集及び分析に關すること(指定薬物専門官、横浜分室及び神戸分室の所掌に属するものを除く。)
 - 三 (略)
- 2 (略)

(上席密輸対策官及び密輸対策官の職務)

第七百三十四条の三 上席密輸対策官は、命を受けて、麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪(不法輸入及び不法輸出並びに国外犯に係るものに限る。)の捜査に關する企画及び調整に關する事務を行う。

2 密輸対策官は、命を受けて、麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪(不法輸入及び不法輸出並びに国外犯に係るものに限る。)の捜査に關する事務を行う。

掌に属するものを除く。）。
四 (略)

(捜査企画情報課の所掌事務)
第七百二十九条の二 捜査企画情報課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪の捜査に關する企画及び調整に關すること。
 - 二 麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪(不法輸入及び不法輸出並びに国外犯に係るものを除く。)に関する情報の収集及び分析に關すること(指定薬物対策官、横浜分室及び神戸分室の所掌に属するものを除く。)
 - 三 (略)
- 2 (略)

(上席指定薬物対策官、指定薬物対策官及び指定薬物専門官の職務)

第七百三十四条の三 上席指定薬物対策官は、命を受けて、医薬品医療機器等法に規定する指定薬物に關する取締りの実施に關する事務の総合的な企画及び立案並びに調整に關する事務を行う。

2 指定薬物対策官は、命を受けて、麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪(医薬品医療機器等法に違反する罪に限る。)に關する情報の収集及び分析に關する事務(国際情報課の所掌に属するものを除く。)を行う。

3 指定薬物専門官は、命を受けて、医薬品医療機器等法に規定する指定薬物に關する取締りのうち、他の機関と共同して行う立入検査等の実施に關する企画及び立案並びに調整に關する事務を行う。

4 北海道厚生局、東北厚生局及び中国四国厚生局の指定薬物専門官は、前項に規定する事務のほか、第二項に規定する事務を行う。

(指定薬物専門官の職務)

第七百三十四条の四 指定薬物専門官は、命を受けて、次に掲げる事務を行う。

- 一 麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪（医薬品医療機器等法に違反する罪に限る。）に関する情報の収集及び分析に関すること（国際情報課の所掌に属するものを除く。）。
- 二 医薬品医療機器等法に規定する指定薬物に関する取締りのうち、他の機関と共同して行う立入検査等の実施に関する企画及び立案並びに調整に関すること。

第七百三十四条の五 (略)

(鑑定官、DNA型鑑定官及び指定薬物鑑定官)

第七百三十五条 関東信越厚生局の鑑定課に鑑定官一人、DNA型鑑定官一人及び指定薬物鑑定官一人を、東海北陸厚生局、近畿厚生局及び九州厚生局の鑑定課にそれぞれ鑑定官一人を置く。

254 (略)

(指定薬物専門官の職務)

第七百五十一条 指定薬物専門官は、命を受けて、第七百三十四条の四に規定する事務を行う。

(指定薬物専門官の職務)

第七百五十七条の二 指定薬物専門官は、命を受けて、第七百三十四条の四に規定する事務を行う。

附則

9

(新設)

第七百三十四条の四 (略)

(鑑定官、DNA型鑑定官及び指定薬物鑑定官)

第七百三十五条 関東信越厚生局の鑑定課に鑑定官二人、DNA型鑑定官一人及び指定薬物鑑定官一人を、近畿厚生局及び九州厚生局の鑑定課にそれぞれ鑑定官二人を、東海北陸厚生局の鑑定課に鑑定官一人を置く。

254 (略)

(指定薬物専門官の職務)

第七百五十一条 指定薬物専門官は、命を受けて、第七百三十四条の三第二項及び第三項に規定する事務を行う。

(指定薬物専門官の職務)

第七百五十七条の二 指定薬物専門官は、命を受けて、第七百三十四条の三第二項及び第三項に規定する事務を行う。

附則

- 1～4 (略)
- (サイバーセキュリティ監査官及び特別サイバーセキュリティ監査官の設置期間の特例)
- 5 第七十四条第四項及び第五項の本省に置くサイバーセキュリティ監査官及び特別サイバーセキュリティ監査官のうちそれぞれ一人は、平成三十一年三月三十一日まで置かれるものとする。
- 6～13 (略)

別表第四 労働基準監督署 (第七百八十九条関係)

北海道		都道府県名	労働基準監督署名 (支署名)	位置 (支署所在地)	管轄区域
滝川	(略)	旭川	(略)	旭川市	(略)
滝川市	(略)	旭川市	(略)	旭川市、富良野市、上川郡のうち鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、空知郡のうち上富良野町、中富良野町、南富良野町、勇払郡のうち占冠村、雨竜郡のうち幌加内町	芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、石狩市のうち浜益区、空知郡のうち奈井江町

- 1～4 (略)
- (サイバーセキュリティ監査官及び特別サイバーセキュリティ監査官の設置期間の特例)
- 5 第七十四条第四項及び第五項の本省に置くサイバーセキュリティ監査官及び特別サイバーセキュリティ監査官のうちそれぞれ一人は、平成三十年三月三十一日まで置かれるものとする。
- 6～13 (略)

別表第四 労働基準監督署 (第七百八十九条関係)

北海道		都道府県名	労働基準監督署名 (支署名)	位置 (支署所在地)	管轄区域
滝川	(略)	旭川	(略)	旭川市	(略)
滝川市	(略)	旭川市	(略)	旭川市、富良野市、上川郡のうち鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、空知郡のうち上富良野町、中富良野町、南富良野町、勇払郡のうち占冠村	芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、石狩市のうち浜益区、空知郡のうち奈井江町

(略)		
(略)	(略)	
(略)	(略)	、上砂川町、樺戸郡のうち新十津川町、雨竜郡（旭川労働基準監督署の管轄区域を除く。）

別表第五 公共職業安定所及び公共職業安定所の出張所（第七百九十二条及び第七百九十三条関係）

都道府県名	公共職業安定所名	位置	管轄区域
北海道	(略)	(略)	(略)
旭川(富良野)	(略)	(略)	(略)
旭川(富良野市)	(略)	(略)	旭川市、富良野市、上川郡のうち鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、空知郡のうち上富良野町、中富良野町、南富良野町、勇払郡

(略)		
(略)	(略)	
(略)	(略)	、上砂川町、樺戸郡のうち新十津川町、雨竜郡

別表第五 公共職業安定所及び公共職業安定所の出張所（第七百九十二条及び第七百九十三条関係）

都道府県名	公共職業安定所名	位置	管轄区域
北海道	(略)	(略)	(略)
旭川(富良野)	(略)	(略)	(略)
旭川(富良野市)	(略)	(略)	旭川市、富良野市、上川郡のうち鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、空知郡のうち上富良野町、中富良野町、南富良野町、勇払郡

(略)				
(略)	(略)	(砂川)	滝川 (深川)	(略)
(略)	(略)	市)	滝川市 (深川市)	(略)
(略)	(略)	共職業安定所の管轄区域を除く。 うち新十津川町、雨竜郡(旭川公 共職業安定所の管轄区域を除く。)、樺戸郡の の管轄区域を除く。)、旭川公 共職業安定所の管轄区域を除く。		のうち占冠村、雨竜郡のうち幌加 内町

(略)				
(略)	(略)	(砂川)	滝川 (深川)	(略)
(略)	(略)	市)	滝川市 (深川市)	(略)
(略)	(略)	の管轄区域を除く。)、樺戸郡の の管轄区域を除く。)、旭川公 共職業安定所の管轄区域を除く。		のうち占冠村

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

(受動喫煙対策推進官の設置期間の特例)

2 第二十条第四項の本省に置く受動喫煙対策推進官は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。